



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例施行規則	交 通 局
◎ 告 示	
○環境影響評価技術指針の一部改定	環 境 政 策 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法施行規則に基づく指定医療機関の変更の届出	"
・生活保護法施行規則に基づく指定医療機関の休止の届出	"
・生活保護法施行規則に基づく指定医療機関の廃止の届出	"
・鳥獣保護区の指定の更新（2件）	自 然 環 境 課
・特別保護地区の指定	"
・漁業災害補償法に基づく加入区の設定の一部改正	漁 政 課
・第二種特定鳥獣にかかる捕獲等を行うことができる区域の指定	農 山 村 対 策 室
・平成27年度休猟区の指定	"
・保安林の指定の予定	林 政 課
・道路の区域の変更（5件）	道 路 維 持 課
・道路の供用の開始	"
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出（2件）	商 務 金 融 課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	資 源 管 理 課
・都市計画の案の縦覧（2件）	都 市 計 画 課
◎ 監査委員公表	
・平成27年度普通会計定期監査結果（前期）及び公営企業会計定期監査結果の公表	監 査 事 務 局
◎ 監査委員告示	
・包括外部監査人の監査の事務を補助する者	監 査 事 務 局

## 規 則

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例施行規則をここに公布する。  
平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第36号

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例（平成27年長崎県条例第51号）

以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(貸与要件)

第3条 条例第2条に規定する規則で定める要件を満たす者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 採用試験の1次選考試験を実施する日(次号において「実施日」という。)において免許を取得していない者
- (2) 実施日における年齢が40歳未満の者
- (3) 採用試験の1次選考試験に合格した者

(貸与の申請及び決定)

第4条 条例第2条の規定により免許取得資金の貸与を受けようとする者は、採用試験の受験の申込みをした日から採用試験の1次選考試験の合格通知後20日を経過する日までに、貸与申請書(様式第1号)を交通局長に提出しなければならない。

2 交通局長は、前項の規定による申請があったときは、貸与申請書を審査し、適当と認めるときは、免許取得資金の貸与を決定し、免許取得資金貸与決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(追加貸与の申請及び決定)

第5条 免許取得資金の追加貸与(免許取得資金の貸与を受けた者が追加して当該資金の貸与を受けることをいう。以下同じ。)を受けようとする者は、前条第2項の規定による貸与の決定の通知を受けた日から免許を取得する日までの間に追加貸与申請書(様式第3号)を交通局長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、免許の取得に要する費用が前条第2項の規定により貸与を受けた額を上回る見込みがある場合に限り、行うことができる。

3 交通局長は、前項の規定による申請があったときは、追加貸与申請書を審査し、適当と認めるときは、免許取得資金の追加貸与を決定し、免許取得資金追加貸与決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(免許取得資金の額等)

第6条 条例第3条に規定する免許取得資金の額は、30万円以内とし、次に掲げる免許の取得に要する費用(採用試験の受験の申込みの時点において既に支払った当該費用を含む。)に対して貸与するものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第98条第1項に規定する自動車教習所における教習に要する費用
- (2) 各都道府県公安委員会が管轄する運転免許試験場における運転免許試験手数料
- (3) 運転免許証交付手数料

(貸与の方法)

第7条 免許取得資金は、免許取得資金の貸与又は追加貸与の決定の通知を受けた日から10日以内に貸与するものとする。

(貸与金の精算及び貸与額の決定)

第8条 免許取得資金の貸与を受けた者が免許を取得したときは、免許の取得の日から10日以内に貸与金精算申込書(様式第5号)を交通局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第4条第1項に規定する免許取得資金の貸与の申請又は第5条第1項に規定する追加貸与の申請を行った者が第4条第2項に規定する貸与の決定又は第5条第2項に規定する追加貸与の決定を受ける前に免許を取得したときに準用する。この場合において、前項中「免許の取得の日」とあるのは「免許取得資金の貸与又は追加貸与の日」と読み替えるものとする。

3 交通局長は、貸与金精算申込書を審査して貸与すべき免許取得資金の額(以下「貸与額」という。)を確定し、貸与額確定通知書(様式第6号)により申込者に通知するものとする。

4 免許取得資金の貸与を受けた者は、貸与を受けた額が前項の規定により確定した貸与額を上回る場合は、その差額を交通局長の指定する方法により返還しなければならない。

(借用証書)

第9条 前条第3項の規定により貸与額の確定の通知を受けた者は、当該確定の通知の日から10日以内に借用証書(様式第7号)を交通局長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第5条各号のいずれかに掲げる事由が生じたことにより、免許取得資金を返還しなければならない者が前項第3項に規定する貸与額の確定を受けていない場合に準用する。この場合において、前項中「当該確定の通知の日」とあるのは「条例第5条各号のいずれかに掲げる事由が生じた日」と読み替えるものとする。

のとする。

(運転業務従事期間)

第10条 免許取得資金の貸与を受けた者が交通局に採用された後、バスの運転業務に従事するまでの間において受講する研修については、条例第5条第1項第2号及び第3号に規定するバスの運転業務とみなす。

(届出)

第11条 免許取得資金の貸与を受けようとする者又は貸与を受けた者若しくはその連帯保証人は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、速やかに、交通局長に対し当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 条例第5条各号のいずれかに規定する免許取得資金の返還の事由が生じたとき 免許取得資金返還届(様式第8号)

(2) 氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届(様式第9号)

(3) 連帯保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき 連帯保証人変更届(様式第10号)

(返還の債務の免除)

第12条 条例第6条の規定により免許取得資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、免許取得資金返還債務免除申請書(様式第11号)を交通局長に提出しなければならない。

2 交通局長は、前項の規定により免許取得資金の返還の債務の免除を申請した者に対し、当該債務の免除を決定したときは、免許取得資金返還債務免除決定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(返還の猶予)

第13条 条例第7条の規定により免許取得資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、免許取得資金返還猶予申請書(様式第13号)を交通局長に提出しなければならない。

2 交通局長は、前項の規定により免許取得資金の返還の債務の猶予を申請した者に対し、当該返還の猶予を決定したときは、免許取得資金返還猶予決定通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(延滞利息)

第14条 条例第8条に規定する規則で定める割合は、年14.5パーセントとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、免許取得資金の貸与について必要な事項は、交通局長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## 長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与申請書

住 所	〒 (電話番号)					
氏 名	(ふりがな)					性 別
						男 ・ 女
生 年 月 日					年 齢	歳
貸 与 希 望 額	①自動車教習所における教習料					円
	②運転免許試験手数料					円
	③運転免許証交付手数料					円
	合計					円
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年齢	同居 別居	勤務先・学校名	年間所得額
		本人				
		(特記事項)				
【貸与金振込希望口座】						
金融機関名		支店名	口座番号	名義		

(添付書類)

- 自動車教習所における教習料について貸与を希望する場合は、領収書や見積書等必要額が確認できる書類
- 通帳の写し（振込口座確認用）

(裏 面)

長崎県交通局長 様

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例による免許取得資金の貸与を受けたいので申請します。

なお、免許取得資金の貸与を受けることになったときは、同条例及び同条例施行規則を遵守することを誓約します。

年 月 日

申請者氏名

㊟

上記の者が貸与または追加貸与を受ける長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金については、本人と連帯してその返還の債務を負担します。

年 月 日

連 帯 保 証 人

住 所

氏 名

㊟

電 話

勤 務 先

本人との関係

年 月 日

連 帯 保 証 人

住 所

氏 名

㊟

電 話

勤 務 先

本人との関係

(添付書類)

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人の収入等が確認できる書類 (直近の源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書等)

様式第2号（第4条関係）

貸与番号 第 号

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与決定通知書

- 1 氏 名
- 2 貸与金額
- 3 貸与条件 長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に定めるところによる。

上記のとおり、長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金を貸与することを決定する。

年 月 日

長崎県交通局長

印

## 様式第3号（第5条関係）

## 長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金追加貸与申請書

住 所	〒 (電話番号)					
氏 名	(ふりがな)					性 別
						男 ・ 女
生 年 月 日					年 齢	歳
既に受けている 貸与額	(貸与番号)	(貸与額)				円
追加貸与希望額	①自動車教習所における教習料					円
	②運転免許試験手数料					円
	③運転免許証交付手数料					円
	合計					円
追加貸与を希望 する理由						
家 族 の 状 況	氏 名	続柄	年齢	同居 別居	勤務先・学校名	年間所得額
		本人				
	(特記事項)					
【貸与金振込口座を変更する場合に記入】						
金融機関名	支店名	口座番号	名義			

(添付書類)

- 自動車教習所における教習料について追加貸与を希望する場合は、領収書や見積書等必要額が確認できる書類  
○振込口座を変更する場合は、変更した口座の通帳の写し（振込口座確認用）

(裏 面)

長崎県交通局長 様

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例による免許取得資金の追加貸与を受けたいので申請  
します。

なお、免許取得資金の追加貸与を受けることになったときは、同条例及び同条例施行規則を遵守することを誓  
約します。

年 月 日

申請者氏名

印



様式第4号（第5条関係）

貸与番号 第 号

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金追加貸与決定通知書

- 1 氏 名
- 2 追加貸与金額
- 3 貸与金額合計
- 4 追加貸与条件 長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に定めるところによる。

上記のとおり、長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金を追加貸与することを決定する。

年 月 日

長崎県交通局長

印

様式第5号（第8条関係）

## 貸与金精算申込書

年 月 日

長崎県交通局長 様

申込者名 ⑩

下記のとおり、貸与を受けた長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金の精算を申し込みます。

## 記

1 貸与番号

2 貸与を受けた額 円

3 大型自動車第二種運転免許を取得するため要した経費

①自動車教習所における教習料 円

②運転免許試験手数料 円

③運転免許証交付手数料 円

合 計 円

4 過不足額 円

(添付書類)

領収書等（大型自動車第二種運転免許を取得するために要した経費が確認できる書類）

様式第6号（第8条関係）

貸与番号 第 号

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与額確定通知書

長崎県交通局長 印

下記のとおり、長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金の貸与額を確定したので通知する。

記

- 1 氏 名
- 2 既に貸与した額 円
- 3 確定貸与額 円
- 4 2の既貸与額が3の確定貸与額を上回ることにより返還を求める額  
円

様式第7号（第9条関係）

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金借用証書



金 円也

ただし、長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に基づき貸与された免許取得資金として上記の金額を借用いたします。

年 月 日

長崎県交通局長 様

借 受 人（貸与番号 ）

住 所

氏 名

㊟

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

㊟

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

㊟

（添付書類 貸与申込時点と状況が異なる場合）

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 連帯保証人の収入等が確認できる書類（直近の源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書等）

様式第8号（第11条関係）

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金返還届

年 月 日

長崎県交通局長 様

貸与番号

住 所

氏 名 ㊞

電 話

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に基づき貸与を受けた免許取得資金を、下記のとおり返還いたします。

記

1 返 還 額

2 返 還 事 由

3 返還事由発生日

4 返 還 期 限

様式第9号（第11条関係）

氏名・住所変更届

年 月 日

長崎県交通局長 様

貸与番号

住 所

氏 名 ㊟

電 話

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、下記のとおり（氏名・住所）を変更しましたので届け出ます。

記

1 新 ふり かな  
氏 名

住 所 〒 電話番号

2 旧 ふり かな  
氏 名

住 所 〒 電話番号

3 変更の理由

4 変更年月日

(添付書類)

氏名又は住所を変更したことが確認できる書類

様式第10号（第11条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

長崎県交通局長 様

貸与番号  
住 所  
氏 名 ㊟  
電 話

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、下記のとおり連帯保証人を変更しましたので届け出ます。

記

1 新 住 所 電話番号  
氏 名 ㊟  
勤 務 先  
本人との関係

2 旧 住 所 電話番号  
氏 名 ㊟  
勤 務 先  
本人との関係

3 連帯保証人を変更する理由

(添付書類)

- 1 新保証人の印鑑登録証明書
- 2 新保証人の収入等が確認できる書類（直近の源泉徴収票又は市町村長が発行する所得証明書等）

様式第11号（第12条関係）

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金返還債務免除申請書

年 月 日

長崎県交通局長 様

貸与番号

住 所

氏 名 ⑩

電 話

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、下記のとおり長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

記

- 1 貸与決定額（貸与番号） 円
- 2 免除申請額 円
- 3 免除申請理由



様式第12号（第12条関係）

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金返還債務免除決定通知書

貸与番号 第 号

氏 名

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例第6条の規定により免許取得資金の返還を次のとおり免除する。

免除金額 円

年 月 日

長崎県交通局長 印

様式第13号（第13条関係）

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金返還猶予申請書

年 月 日

長崎県交通局長 様

貸与番号

住 所

氏 名 ⑩

電 話

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例及び同条例施行規則に基づき、下記の期間について長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金の返還の猶予を受けたいので申請します。

記

返還の猶予を受けようとする期間

大型自動車第二種運転免許取得日（ 年 月 日）から長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例第5条第1項第3号に規定するバスの運転業務従事期間が満了する日までの間

様式第14号（第13条関係）

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金返還猶予決定通知書

1 貸与番号 第 号

2 氏 名

3 猶予期間

大型自動車第二種運転免許取得日（ 年 月 日）から長崎  
県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例第5条第1項第  
3号に規定するバス運転業務従事期間が満了する日までの間

上記のとおり、長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例第7条の規定により免許取得資金の返還を猶予する。

ただし、同条例第5条に規定する免許取得資金の返還事由が生じた際は、返還の猶予が取り消されるものとする。

年 月 日

長崎県交通局長

印

## 告 示

## 長崎県告示第936号

長崎県環境影響評価技術指針（平成12年長崎県告示第559号）の一部を次のように改定し、平成27年10月9日から適用する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

第1章第2の3(1)②イ(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 一般環境中の放射性物質の状況

第1章第2の4(3)④の次に次のように加える。

⑤ 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素  
放射線の量

第1章第2の5(1)⑦の次に次のように加える。

⑧ 4の(3)⑤に掲げる環境要素に係る選定事項については、放射線の量の変化の程度を把握できること。

第1章第3の1(2)表1に次のように加える。

放射線の量	一般環境中の放射性物質の状況
-------	----------------

第1章第3の3(4)表2に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量
-----------------------------------	-------

第1章第3の4(1)④の次に次のように加える。

⑤ 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素  
放射線の量の変化の程度を把握できる手法

第2章4の次に次のように加える。

5 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査及び予測の手法
放射線の量	<p>1 調査</p> <p>(1) 調査項目 次に掲げる項目の中から、事業特性及び地域特性を勘案して、予測及び評価を行うために必要なものを選択する。</p> <p>① 放射線の量の状況 ② 粉じん等の状況 ③ 気象の状況 ④ 濁度又は浮遊物質の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。） ⑤ 流れの状況 ⑥ 土質の状況 ⑦ 地形の状況 ⑧ 土地利用の状況 ⑨ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況 ⑩ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>(2) 調査方法 文献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質の状況については水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>

	<p>(3) 調査地域 放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 調査地点 調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>(5) 調査期間 調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p> <p>2 予測</p> <p>(1) 予測項目 対象事業の実施に伴う一般環境中の放射性物質による環境への影響</p> <p>(2) 予測方法 事業特性、地域特性を勘案して、次に掲げる予測方法から適切なものを選択し、又は組み合わせる。</p> <p>① 事例の引用又は解析から推定する方法</p> <p>② 建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況から推定する方法</p> <p>③ その他適切な方法</p> <p>(3) 予測地域 調査地域のうち、放射線に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>(4) 予測地点 予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>(5) 予測対象時期等 放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
--	--

この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表1に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*	○*														
-----------------------------------	-------	----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表1備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表2に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*	○*	○*													
-----------------------------------	-------	----	----	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表2備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表3に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表3備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表4に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表4備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表5に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表5備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表6に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表6備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表7に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表7備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表8に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表8備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表9中「廃棄物運搬車両の走行」を「廃棄物及び覆土材の運搬車両の走行」に改め、同表に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*							○*	○*							
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	----	----	--	--	--	--	--	--	--

別表9備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表10に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表10備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表11に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表11備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表12に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表12備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表13に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表13備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表14に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表14備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表15に次のように加える。



一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表15備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表16に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表16備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表17に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表17備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表18に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*																
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表18備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表19に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表19備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表20に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表20備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表21に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	○*	○*	○*															
-----------------------------------	-------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表21備考を次のように改める。

備考：○印は、各欄に掲げる環境要素が、環境影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、\*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散又は流出するおそれがある場合に適用する。

別表22に次のように加える。

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量																		
-----------------------------------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

**長崎県告示第937号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
おおしま薬局 (幸町店)	株式会社勝山薬局 代表取締役 大嶋 一鶴	長崎県諫早市幸町308-1	平成26年11月1日
崎戸みなといわもと歯科 医院	岩本 康範	長崎県西海市崎戸町蠣浦郷1809-4	平成27年7月1日
アップル調剤薬局佐々店	株式会社木寺薬局 代表取締役 木寺 元希	長崎県北松浦郡佐々町松瀬郷免 100-4	平成27年8月1日
アップル調剤薬局	株式会社木寺薬局 代表取締役 木寺 元希	長崎県平戸市草積町1167-1	平成27年8月1日
きでら調剤薬局	株式会社木寺薬局 代表取締役 木寺 元希	長崎県平戸市宮の町586-1	平成27年8月1日
ミツバチ薬局	株式会社ビーネン 代表取締役 下坂 健	長崎県大村市古賀島町593-2	平成27年8月1日
パークサイドデンタルク リニック	医療法人九州恵会 理事長 上田 倫生	長崎県諫早市小船越町1084-2	平成27年8月1日

## 長崎県告示第938号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変 更 事 項	変 更 年 月 日
旧	西諫早薬局	株式会社 トータス 代表取締役 高橋 昇	長崎県諫早市貝津町 3023-1	開設者	平成27年5月1日
新		株式会社 トータス 代表取締役 高橋 杼見			
旧	東小路薬局	株式会社 トータス 代表取締役 高橋 昇	長崎県諫早市東小路町 12-7	開設者	平成27年5月1日
新		株式会社 トータス 代表取締役 高橋 杼見			
旧	ヤマカワ薬局	株式会社 トータス 代表取締役 高橋 昇	長崎県諫早市山川町3 -1	開設者	平成27年5月1日
新		株式会社 トータス 代表取締役 高橋 杼見			

## 長崎県告示第939号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例

によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

(休 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	休 止 年 月 日
社会医療法人三校会 東本町診療所	社会医療法人三校会 理事長 宮崎 久彌	長崎県諫早市東本町6番6号	平成27年6月1日

#### 長崎県告示第940号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃 止 年 月 日
おおしま薬局（幸町店）	株式会社 皇漢堂 代表取締役 大嶋 憲一郎	長崎県諫早市幸町308-1	平成26年10月31日
医療法人恵会 パークサイドデンタルクリニック	医療法人恵会上田歯科医院 理事長 上田 倫生	長崎県諫早市小船越町1084-2	平成27年7月31日

#### 長崎県告示第941号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第9項の規定において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

##### 1 名称

山王山鳥獣保護区

##### 2 区域

長崎県南松浦郡新上五島町高仏において一般国道384号が旧上五島町と旧若松町の境界と接する地点を起点とし、同所から同境界を東から南東に迂回して進み、旧若松町、旧有川町及び旧上五島町の3町の境界が接する地点に至り、同所から旧若松町と旧有川町の境界を南から東、更に南に迂回して進み、同所から町道樗ノ木1号線の終点に通じる里道と交わる地点に至り、同所から同里道を南西に進み、町道樗ノ木1号線の終点に至り、同所から同町道を南西に進み、一般国道384号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み、町道中通3号線との交点に至り、同町道を北西から北東に迂回して進み、一般国道384号との交点に至り、同国道を北西に進み、町道元倉高仏線との交点に至り、同町道を北西に進み、一般国道384号との交点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

##### 3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで（10年間）

##### 4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

##### 5 鳥獣保護区の保護に関する指針

###### (1) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、五島列島の中通島に位置し、標高439メートルの山王山の南側及び西側の斜面を中心とする

地域で、植林の他、シイ、カシの萌芽林、山頂部にはアカガシが優占する自然林が残存する森林地帯である。確認される鳥類として、メジロ、ホオジロ、ウグイス等が多く見られる。また、キセキレイやカワセミなど河川に生息する鳥類も多く、度々休息目的の旅鳥や迷鳥も見られる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係町や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

### 長崎県告示第942号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第9項の規定において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

1 名称

万助山鳥獣保護区

2 区域

長崎県西海市大瀬戸町雪浦河通郷所在、一般県道扇山公園線と市道古田線との交点を起点とし、同所から同一般県道を東に迂回して南に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を南に進み、河通川との交点に至り、同所から同河川を西に進み、林道河通線との交点に至り、同所から同林道を西に進み、市道古田線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで（10年間）

4 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

5 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、標高300メートルから400メートルの森林地帯で、ヒノキ等の造林地のほか、シイ・カシの萌芽林も多く、林内には溪流も流れている。

このような自然環境を反映して、メジロ、ウグイス、カワラヒワ、ホオジロ、エナガ、キセキレイ、キジバト等の留鳥の生息密度が高い。また、渡りの時期にはオオルリ、コサメビタキ、キビタキ、センダイムシクイなどの森林性の野鳥が多く見られる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(2) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係市や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

### 長崎県告示第943号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、山王山鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第4項の規定において準用する同法



第15条第2項の規定により公示する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

1 名称

山王山特別保護地区

2 区域

長崎県南松浦郡新上五島町所在、山王山鳥獣保護区のうち、山王山頂上を起点とし、同所から旧若松町と旧上五島町の境界を南東に約250メートル進み、同所から南下する稜線を南に進み、林道佐ノ原線に至り、同所から同林道を北に進み、同林道から山王山山頂を東に見通す地点に至り、同所から山王山山頂に通じる山道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで（10年間）

4 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

5 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、五島列島の中通島に位置する標高439メートルの山王山の南側及び西側から山頂までの斜面で、五島列島では数少ない自然林が残存し、特に山頂部にはアカガシが優占する自然林が見られる。

区域内ではメジロ、ウグイス、ホオジロ等が高密度に繁殖するほか、ヒヨドリ、キジバト、天然記念物であるカラスバト等の生息も見られる。

また、東シナ海を南下、北上する渡り鳥の中継地点となっており、度々ヤツガシラなどの旅鳥の姿が確認されている。

このため、当該区域は、山王山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(2) 特別保護地区の管理方針

ア 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、職員や鳥獣保護管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係町や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

長崎県告示第944号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

2の表中

奈良尾町、浜串加入区	奈良尾町漁業協同組合及び浜串漁業協同組合の地区	1. ぶり定置漁業及び雑魚小型定置（落とし網を使用するものをいう。） 2. ふぐはえ縄漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
------------	-------------------------	---

を「

浜串加入区	浜串漁業協同組合の地区	雑魚小型定置漁業及び中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上100トン未満であるものをいう。）
-------	-------------	---

に改める。

**長崎県告示第945号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のように第二種特定鳥獣の捕獲等を行うことができる区域を指定したので、同条第4項の規定において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

**1 休猟区のうち第二種特定鳥獣ニホンジカ及び第二種特定鳥獣イノシシが捕獲できる区域****(1) 区域**

川棚東部特例休猟区、中津良特例休猟区及び志原初山特例休猟区の全部

**(2) 存続期間**

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで（3年間）

**長崎県告示第946号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のように休猟区を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

**1 川棚東部特例休猟区****(1) 区域**

長崎県東彼杵郡川棚町に所在する一般県道川棚嬉野線と川棚町道土花浦川内線との交点を起点とし、同所より同県道を東に進み同県道の終点に至り、同終点より木場登山道を東に進み同町と佐賀県との行政界に至り、同行政界を南に進み同町と東彼杵郡東彼杵町との行政界に至り、同行政界を南に進み高見岳を経て西に進み土花浦川内峠に至る山道との交点に至り、同所より山道を北西に進み町道土花浦川内線との交点に至り、同所より同町道を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

**(2) 存続期間**

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで（3年間）

**2 中津良特例休猟区****(1) 区域**

長崎県平戸市根獅子町に所在する主要地方道平戸田平線の普通河川前の川川に架設された橋梁を起点とし、同所より同主要地方道を南西に進み同主要地方道と市道根獅子線との交点を経てさらに西に進み同主要地方道と市道飯良堤線との交点を経て東から南に進み同主要地方道と市道新立線との交点に至り、同所より同市道を南に進み同市道が海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下同じ。）と最も近接する地点に至り、同所より直近の海岸線を見通す線に沿って進み海岸線に至り、同所より同海岸線に沿って西に進み西浜海岸、堤海岸、長江を経て大崎鼻に至り、同所から飯良海岸、呼崎、根獅子海岸を経て起点に至る線に囲まれた区域

**(2) 存続期間**

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで（3年間）

**3 志原初山特例休猟区****(1) 区域**

長崎県壱岐市郷ノ浦町下ル町に所在する主要地方道郷ノ浦港線の昭和橋東側を起点とし、同所より同主要地方道を北に進み一般国道382号との交点に至り、同所より同国道を東に進み、壱岐市石田町印通寺港祝町臨港道路との交点に至り、同所より同臨港道路東端を南に進み海岸線（最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下同じ。）に至り、同所より同海岸線に沿って南西に進み同町久喜触、同市郷ノ浦町初瀬の海岸線を経て同町海豚鼻に至り、同所より海岸線に沿って北西に進み同町の梅津湾、片原触の海岸線を経て起点に至る線に囲まれた区域のうち、同町所在の初山小学校愛護林鳥獣保護区の区域を除いた区域

**(2) 存続期間**

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで（3年間）

**長崎県告示第947号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

## 1 保安林予定森林の所在場所

東彼杵郡波佐見町永尾郷字サヤノ御前47、字山ノ神89（次の図に示す部分に限る。）、51、52の2、73の1、73の2、76の1、76の2、77、81の2、82の2、83、83の2、84の2、87の1、90の1、90の3、94の1、95の1、108の2、109、109の2、110、111の1、113、字永尾山177、213、214の1、214の2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

## 1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ神110（次の図に示す部分に限る。）、82の2、83、83の2、84の2、87の1、89、90の3、94の1、95の1、字永尾山213（次の図に示す部分に限る。）、214の1、214の2

## 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

## 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び波佐見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 長崎県告示第948号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 長崎式見港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市柚木町94番4地先から 長崎市柚木町96番6地先まで	前	15.6~25.6	99.5	
	後	16.9~26.6	99.5	

## 長崎県告示第949号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 野母崎宿線

道路の区域



区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市飯香浦町5282番4地先から 長崎市飯香浦町5282番3地先まで	前	13.2~13.8	13.0	
	後	23.8~26.0	13.0	

**長崎県告示第950号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 野母崎宿線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市宮摺町1026番1地先内	前	8.5~9.6	16.6	
	後	8.8~12.0	16.6	

**長崎県告示第951号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道  
路 線 名 野母崎宿線  
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市北浦町2999番2地先内	前	14.6~17.8	21.0	
	後	16.3~24.3	21.0	

**長崎県告示第952号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道  
路 線 名 荒牧尾登線

## 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
雲仙市南串山町甲5087番7地先から 雲仙市南串山町甲5045番4地先まで	前	7.7~11.6	314.0	
	後	3.7~8.2	314.3	

## 長崎県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 荒牧尾登線	雲仙市南串山町甲5087番5地先から 雲仙市南串山町甲5087番4地先まで	平成27年10月9日
一般県道 荒牧尾登線	雲仙市南串山町甲5061番3地先から 雲仙市南串山町甲5056番地先まで	平成27年10月9日
一般県道 荒牧尾登線	雲仙市南串山町甲5045番1地先から 雲仙市南串山町甲5045番4地先まで	平成27年10月9日

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスガーデン広田・コメリホームセンター佐世保店  
長崎県佐世保市広田四丁目232番2 外

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮  
東京都港区浜松町二丁目4番1号  
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1

## (3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮  
東京都港区浜松町二丁目4番1号

(変更後) オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮  
東京都港区浜松町二丁目4番1号

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎  
新潟県新潟市南区清水4501番地1

## ②大規模小売店舗の名称

(変更前) クロスガーデン広田

(変更後) クロスガーデン広田・コメリホームセンター佐世保店

## ③大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社中村ストア 代表取締役社長 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町6番1号 外5店

(変更後) 株式会社エレナ 代表取締役社長 中村 浩

長崎県佐世保市大塔町6番1号 外5店

## (4) 変更の年月日

①平成27年8月1日

②平成27年8月1日

③平成23年6月1日 外

## 2 届出年月日

平成27年9月15日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部商務金融課、長崎県県北振興局商工水産部商工労政課及び佐世保市農水商工部産業振興課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部商務金融課に提出しなければならない。

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスガーデン広田・コメリホームセンター佐世保店

長崎県佐世保市広田四丁目232番2 外

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮

東京都港区浜松町二丁目4番1号

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水4501番地1

## (3) 変更しようとする事項

## ①大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 7,296平方メートル

(変更後) 13,425平方メートル

## ②駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地東側 370台

建物敷地南側 44台 計414台

(変更後) A区画建物敷地東側 371台

A区画建物敷地南側 43台

	B区画建物東側	155台	計569台
③駐輪場の位置及び収容台数			
(変更前)	A棟南側	54台	
	A棟東側	24台	
	B棟東側	10台	
	C棟東側	22台	
	C棟東側	68台	
	D棟北側	17台	
	D棟北側	17台	計212台
(変更後)	A棟南側	54台	
	A棟東側	24台	
	B棟東側	10台	
	C棟東側	22台	
	C棟東側	68台	
	D棟北側	17台	
	D棟北側	17台	
	B区画建物東側	24台	計236台
④荷さばき施設の位置及び面積			
(変更前)	A棟南側	50.0平方メートル	
	B棟西側	32.0平方メートル	
	B棟西側	32.0平方メートル	
	B棟西側	32.0平方メートル	
	C棟北側	50.0平方メートル	
	D棟西側	32.5平方メートル	計228.5平方メートル
(変更後)	A棟南側	50.0平方メートル	
	B棟西側	32.0平方メートル	
	B棟西側	32.0平方メートル	
	B棟西側	32.0平方メートル	
	C棟北側	50.0平方メートル	
	D棟西側	32.5平方メートル	
	B区画建物東側	117.0平方メートル	計345.5平方メートル
⑤廃棄物等の保管施設の位置及び容量			
(変更前)	A棟南側	31.85立方メートル	
	B棟西側	1.35立方メートル	
	B棟西側	1.35立方メートル	
	B棟西側	1.35立方メートル	
	C棟北側	16.23立方メートル	
	D棟西側	9.23立方メートル	計61.36立方メートル
(変更後)	A棟南側	31.85立方メートル	
	B棟西側	1.35立方メートル	
	B棟西側	1.35立方メートル	
	B棟西側	1.35立方メートル	
	C棟北側	16.23立方メートル	
	D棟西側	9.23立方メートル	
	B区画建物東側	34.62立方メートル	計95.98立方メートル
⑥大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻			
(変更前)	株式会社中村ストアーA棟	午前8時から午前1時	
	株式会社中村ストアーD棟	午前9時から午後12時	
	株式会社マツモトキョシ	午前10時から午後9時	
	株式会社西松屋チェーン	午前10時から午後8時	

株式会社マックハウス	午前9時から午後9時
株式会社三喜	午前10時から午後9時
有限会社佐世保電子サービス	午前10時から午後7時
(変更後) 株式会社エレナA棟	午前8時から午前1時
株式会社エレナD棟	午前9時から午後12時
株式会社マツモトキョシ	午前10時から午後9時
株式会社西松屋チェーン	午前10時から午後8時
株式会社マックハウス	午前9時から午後9時
株式会社三喜	午前10時から午後9時
株式会社コメリ	午前7時から午後9時

## ⑦来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前) 建物敷地東側及び南側	午前7時30分から午前1時30分
(変更後) A区画建物敷地東側及び南側	午前7時30分から午前1時30分
B区画建物東側	午前6時30分から午後9時30分

## ⑧駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 建物敷地東側	2箇所
(変更後) A区画建物敷地東側	2箇所
B区画建物東側	2箇所

## (4) 変更の年月日

平成28年5月16日

## 2 届出年月日

平成27年9月15日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部商務金融課、長崎県県北振興局商工水産部商工労政課及び佐世保市農水商工部産業振興課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部商務金融課に提出しなければならない。

**漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出事項

## (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県南島原市布津町甲825番地

本多 政満

長崎県南島原市布津町乙982番地2

田浦 秀臣

## (2) 加入区

布津町加入区

## (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

布津町漁業協同組合

## 2 指定漁船調書の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県南島原市布津町乙1642番地7  
布津町漁業協同組合

**都市計画の案の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成27年10月9日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

厳原都市計画臨港地区 厳原港臨港地区

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県対馬市厳原町東里

3 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課、長崎県対馬振興局及び対馬市役所

4 縦覧期間

公告の日から2週間

**都市計画の案の縦覧（公告）**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

平成27年10月9日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画道路 3・4・403号 吉無田三根線

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県西彼杵郡長与町三根郷字井手口、字千石渕及び字山似田

3 縦覧場所

長崎県土木部都市計画課、長崎県長崎振興局及び長与町役場

4 縦覧期間

公告の日から2週間

---

**監査委員公表**

---

**監査委員公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年10月9日

長崎県監査委員 石橋 和正  
同 砺山 和仁  
同 中村 和弥  
同 山田 朋子



## 平成27年度普通会計定期監査結果（前期）

### 第1 監査の概要

#### 1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による平成27年度前期における普通会計の定期監査は、平成27年6月19日から8月27日までの期間において、本庁及び地方機関の合計111箇所を実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

#### 【監査対象機関】

	本 庁					地方機関	合 計
	知事部局	各種委員会等	教育庁	警察本部	計		
監査対象機関	90	5	10	1	106	134	240
今回監査実施機関	90	5	10	1	106	5	111

#### 2 監査対象期間

原則として平成26年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、平成27年度についても監査日までを対象期間とした。

#### 3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているかなどの観点から実施した。

#### 4 重点監査事項

##### (1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、適切かつ効率的な回収に取り組まれているか。

##### (2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

##### (3) 委託契約

- ① 委託業務の実績及び履行の確認が徹底されているか。
- ② 予定価格の積算根拠は、明確かつ適切であるか。

##### (4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工が、法令等に準拠しているか。適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理は適切に行われているか。

##### (5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の書面や現地での履行確認は、必要に応じ適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

##### (6) 物品

- ① 適切な物品の調達・管理が行われているか。
- ② 物品が有効に活用されているか。

##### (7) 財産の管理

- ① 公有財産等の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

## 第2 監査の結果

### 1 総括

監査の結果、本庁及び地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

### 2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについて、以下のとおり指摘、指導及び意見を行った。

	計	収入未済	収入	予算の執行	委託契約	工事請負	補助金等	物 品	財 産
指摘事項 (件数)	55	22	5	3	6	3	4	6	6
指導事項 (件数)	82	2	13	3	22	5	4	18	15
意見 (件数)	3	0	1	0	0	0	1	1	0
計 (件数)	140	24	19	6	28	8	9	25	21

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

- (1) 指摘事項
  - ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
  - ②機関の意思決定が適切になされていないもの
  - ③収入確保に適切な措置を要するもの
  - ④予算を目的外に支出しているもの
  - ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
  - ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
  - ⑦前回指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
  - ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの
- (2) 指導事項 指摘事項の項目に該当するものうち、軽易と認められるもの  
(文書指導)
- (3) 意 見
  - ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
  - ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

#### (1) 収入未済について

収入未済については、平成26年度末における収入未済額は、42.5億円で平成25年度末より5.7億円減少している。

これは、主に、県税が3.8億円、諸収入が1.9億円減少しているためである。

今後とも、債務者の実態把握など適正な債権管理を行うとともに、貸付時に厳正な審査を行うなど新規未収金を発生させないような取組を行うべきである。

#### (2) 収入事務について

収入事務については、公有財産の使用許可及び貸付において調定及び収入が遅延している事例や国等の補助金・負担金等の交付決定後、直ちに調定決議を行うべきところ遅延している事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

#### (3) 予算の執行について

予算の執行については、おおむね適正に執行されていると認められるものの、財務規則上、見積書徴取



が必要であるにもかかわらず徴取を省略している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約事務について

工事、委託などの契約事務については、予定額を設定する際に積算価格を合理的な理由もなく削減する事例（歩切り）などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 工事の執行について

工事の執行については、資材調達価格の特別調査の手続きが行われていない事例、工事費変更の際、請負代金額の著しい変更ではないにもかかわらず前払金の追加支払いを行っている事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等の執行状況について

補助金等の執行状況については、交付決定を受けた内容の変更について補助金要綱に定める変更承認手続きが行われないうまま交付額の確定が行われている事例、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない事例などが認められた。

補助金等の交付事務にあつては、補助金等交付規則や要綱等に則り適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について

物品については、物品の所在が確認できていない事例、処分がフロン排出抑制法など関係法令に基づかない方法で行われている事例、委託により取得した物品の組入手続きが適切になされていない事例など事務手続きの不備が認められた。

については、物品取扱規則や各種通知等の周知徹底を図るとともに、適正な物品の調達・管理に努めるべきである。

(8) 公有財産等の管理について

公有財産等の管理については、県有地の貸付に係る連帯保証人の取扱いについて申請人と連帯保証人の印鑑登録証明書が添付されていない事例、占用許可に係る減免において申請に減免の申し出を確認する書類がない事例などが認められた。

については、公有財産取扱規則や各種通知等の周知徹底を図るとともに、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

### 第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

#### ○ 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

[長崎振興局納税課、県央振興局納税課、県北振興局納税課……県税及び加算金等]

(2) 収入

現金差押において、現金の受払いが現金出納簿に登記されていない。 [県北振興局納税課]

(3) 予算の執行

長崎県税務提要（法規編）追録作成ほか1件の単価契約において、予定価格が予定額から「歩切り」されている。

また、施行伺において、総価額が示されていない。 [税務課]

(4) 物品

毒劇物の保管管理において、劇物（1品目）について適正な保管がされていない。

[県北振興局課税課]

(5) 財産の管理

公共用地の未利用地について、利用見込みのないものについては、引き続き積極的な処分に努めること。 [管財課]

#### ○ 企画振興部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

[島原振興局総務課……交通事故賠償金]

## (2) 収入

諫早湾干拓堤防管理事務所の潮受堤防管理棟共用経費に係る国の負担について、費用負担額の算定誤りにより過徴収が発生している。 [県央振興局総務課]

## (3) 予算の執行

複写機による複写サービス業務に係る指名競争入札において、入札執行通知に「1者の場合には入札を執行しない。」との記載がないにもかかわらず、1者のみの応札を理由に入札を中止している。

[長崎振興局総務課]

## (4) 委託契約

J R佐世保線の輸送改善に向けた調査業務委託において、予定価格が積算価格から「歩切り」されている。

また、業務期間延長にかかる契約書に収入印紙が貼付されていない。 [新幹線・総合交通対策課]

## (5) 補助金等

21世紀まちづくり推進総合補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。

[地域づくり推進課]

## ○ 文化観光国際部

## (1) 委託契約

平成26年度平成「長崎俵物」PR事業業務委託の入札参加資格審査において、競争入札参加資格申請書に替えるものとして有効期間の切れた前年度以前の資格審査結果通知書の写しを有効とする公示を行っている。

また、予定価格が積算価格から「歩切り」されている。

[物産ブランド推進課]

## (2) 補助金等

長崎県県産品振興事業補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。

[物産ブランド推進課]

## ○ 環境部

## (1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

[廃棄物対策課……行政代執行による撤去費用]

## ○ 福祉保健部

## (1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

[福祉保健課……生活保護費返還金等、医療人材対策室……看護職員修学資金貸与金返還金、障害福祉課……児童保護費保護者負担金等、原爆被爆者援護課……健康管理手当返還金]

## (2) 収入

公有財産の使用許可及び貸付において、調定及び収入が遅延している。

[障害福祉課]

## (3) 補助金等

① 旧多良見病院結核医療確保対策事業補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。

[福祉保健課]

② 臓器移植対策事業費補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。

[国保・健康増進課]

## ○ 福祉保健部こども政策局

## (1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

[こども家庭課……母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童保護費保護者負担金等]

## ○ 産業労働部

## (1) 収入未済

- ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。  
[商務金融課……小規模企業者等設備導入資金特別会計]
- ② 収入未済が新たに発生しているので、実効性のある徴収対策に取り組み、収入の確保に努めること。  
[雇用労働政策課……認定訓練助成事業費補助金返還金]

## ○ 水産部

- (1) 収入未済  
収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。  
[漁政課……沿岸漁業改善資金特別会計、水産振興課……長崎魚市場施設使用料、  
県北振興局田平土木維持管理事務所……沈没船引き上げ費用等]
- (2) 収入  
漁港施設目的外使用許可において、面積算定の誤りから、過徴収となっている。  
[長崎港湾漁港事務所]
- (3) 委託契約
  - ① 小値賀漁港及び斑漁港の環境整備施設管理業務において、前年度に引き続き、予定額の積算根拠が不明確となっている。  
[県北振興局建設管理課]
  - ② 平漁港海岸漂着物収集・運搬・分別業務委託において、業務量が大幅に減少したにもかかわらず、分別にかかる経費を減額していない。  
また、契約対象となる収集・運搬業者は1者しかいないにもかかわらず、許可を得ていない業者も含めた3者による随意契約としている。  
さらに、他の処分場への運搬業務も含め一括発注すべきところ行われていない。  
[県北振興局建設管理課]
- (4) 財産の管理  
漁港施設の占用許可において、収入未済のある債務者に許可の更新を行っていたが、当該債務者より受理した収入未済に係る支払計画の履行がなされていない。  
また、新たな収入未済が発生したため、使用許可を行わず、現在無許可の占用となっている。  
[長崎港湾漁港事務所]

## ○ 農林部

- (1) 収入未済  
収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。  
[農業経営課……農業改良資金特別会計、林政課……林業改善資金特別会計]
- (2) 工事請負  
山田原第2地区区画整理工事（3工区）において、工事費変更の際、請負代金額の著しい変更ではないにもかかわらず、前払金の追加支払いを行っている。  
[島原振興局農村整備課]
- (3) 物品  
物品の照合点検の結果、7件の物品について現物との確認ができていない。  
[林政課]
- (4) 財産の管理  
農林部倉庫については、相当期間民有地を賃借しているが、建物の耐用年数から今後もその実態を勘案し、利用を継続していくか検討する必要がある。  
[県北振興局用地管理課]

## ○ 土木部

- (1) 収入未済
  - ① 収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。  
[住宅課……県営住宅使用料等、長崎港湾漁港事務所……岸壁使用料・プレジャーボート係船料等、県北振興局管理課……復旧工事負担金、県北振興局建設管理課……港湾区域内水域占用料・プレジャーボート係船料等]
- (2) 収入  
屋外広告物更新申請において、申請に含まれない屋外広告物が設置されており、手数料収入が不足している。  
[長崎振興局管理課]

## (3) 予算の執行

建設業情報管理システム電算処理業務契約（単価契約）において、財務規則上見積書の省略規定に該当しないにもかかわらず、見積書の徴取を省略している。また、予定価格調書の作成も省略している。

[監理課]

## (4) 委託契約

① 長崎港ターミナルビルボーディングブリッジ保守点検業務委託において、100万円を超える契約であるにもかかわらず、検査調書が作成されていない。

[長崎港湾漁港事務所]

② 長崎港内及び長崎漁港内海面清掃業務委託において、前年度に引き続き、委託先から受理した事業報告書及び決算報告書の内容が委託料に見合ったものとなっていない。

[長崎港湾漁港事務所]

## (5) 工事請負

① 県有地の維持管理工事2件において、監督職員以外の職員が完成検査を行うべきところ、監督職員が完成検査を行っている。

[用地課]

② 大島港港整備交付金工事（2工区）において、工事費変更の際、請負代金額の著しい変更ではないにもかかわらず、前払金の追加支払いを行っている。

[県北振興局港湾漁港第二課]

## (6) 物品

① 県立百花台公園において維持管理業務に使用していた備品の不用決定において、処理方法を産業廃棄物とすべきところ、一般廃棄物としている。また、処分がされていないにもかかわらず、処分結果報告書において処分完了としている。

[都市計画課]

② 物品の処分において、産業廃棄物として関係法令に基づいた処分が行われていない。

[道路建設課]

③ 道路情報板システムの更新に際し、旧システムのサーバー等について産業廃棄物として関係法令に基づいた処分が行われていない。また、不用決定の手続をしていない。

[道路維持課]

## (7) 財産の管理

① 公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。

[用地課]

② 港湾施設用地や港湾区域内水域の占用において、不法占用状態が続いており解消されていない。

[県北振興局建設管理課]

③ 川内港施設用地について、竣功認可が行われておらず、登記されていない。

[県北振興局田平土木維持管理事務所]

## ○ 教育庁

## (1) 物品

業務用冷蔵庫の廃棄において、フロン回収・破壊法に基づいた処分が行われていない。

[生涯学習課]

## ○ 警察本部

## (1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

[放置違反金等]

## 第4 意見

財務事務の執行に関して執行機関等に対し改善・検討などを促すことが必要と認められるもの、または、地方自治法第199条第10項の規定に基づく「組織及び運営の合理化に資するため」に特に措置を要すると認められるものは、以下のとおりである。

## (1) 補助金に係る消費税の取扱いについて

消費税の納付に当たって、一般的には、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を納付することになっている。

補助金に係る消費税については、補助対象経費に消費税額が含まれ、かつ補助事業者が課税仕入れに係る

消費税額の控除を行う場合には、その消費税相当額が過大に交付されることになる。

このため、各部で定める補助金交付要綱では、消費税の申告義務がない者や簡易課税方式などを採用している者を除き、仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、この金額を補助金の額から減額して知事へ報告し、知事は当該金額の返還を請求することになっている。

しかしながら、上記の事例に該当するにもかかわらず補助事業者からの報告がないものが見受けられた。については、補助金交付要綱を踏まえ、適正に事務処理がなされるよう周知に努めるべきである。

〔財政課〕

(2) 物品の処分について

システム更新により不用となったサーバー等や業務用冷蔵庫の廃棄において、関係法令に基づいた処分がなされていない事例があった。

については、物品の処分においては、廃棄物、リサイクルの関係法令に基づく処分にかかる会計事務が適正に行われるようさらなる指導を行うべきである。

〔出納局会計課、物品管理室〕

(3) 歳入の調定について

歳入を徴収しようとするときは、直ちに調定をしなければならず、このため、補助金の調定については、交付決定があった時に行うこととなっている。また、公有財産の使用許可や貸付の調定については、その使用許可や貸付決定後、速やかに行うこととなっている。

しかしながら、今回抽出して確認したところ、補助金の調定を補助金交付決定時ではなく年度末に行っている事例、公有財産の使用許可及び貸付において調定及び収入が遅延している事例などが散見され、調定事務に係る認識不足が懸念される。

については、財務規則に基づき、適正な事務処理が行われるよう指導すべきである。

〔出納局会計課〕

(別 紙)

## 1 地方機関

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
長崎港湾漁港事務所	平成27年6月19日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
長崎振興局	平成27年7月23日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
島原振興局	平成27年7月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
県央振興局	平成27年7月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
県北振興局	平成27年7月28日	石橋 和正 砺山 和仁 山田 朋子



## 2 本庁

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
出納局	平成27年8月17日	石橋 和正 中村 和弥
人事委員会事務局	平成27年8月17日	砺山 和仁 山田 朋子
警察本部	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
総務課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
福利厚生室	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
教育環境整備課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
教職員課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
義務教育課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
高校教育課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
特別支援教育室	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
生涯学習課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
学芸文化課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
体育保健課	平成27年8月18日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
文化振興課	平成27年8月20日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
世界遺産登録推進課	平成27年8月20日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
観光振興課	平成27年8月20日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
物産ブランド推進課	平成27年8月20日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
国際課	平成27年8月20日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
労働委員会事務局	平成27年8月20日	砺山 和仁 山田 朋子
危機管理課	平成27年8月20日	石橋 和正 中村 和弥

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
消防保安室	平成27年8月20日	石橋 和正 中村 和弥
漁政課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
資源管理課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
漁業取締室	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
水産振興課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
水産加工・流通室	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
漁港漁場課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
産業政策課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
企業振興・技術支援課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
食品産業・産地振興室	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
グリーンニューディール推進室	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
海洋産業創造室	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
企業立地課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
商務金融課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
雇用労働政策課	平成27年8月21日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
農政課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
農山村対策室	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
団体検査指導室	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
農業経営課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
農地利活用推進室	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子



監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
農産園芸課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
農産加工・流通室	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
畜産課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
農村整備課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
諫早湾干拓課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
林政課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
森林整備室	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
県民協働課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
男女共同参画室	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
人権・同和对策課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
交通・地域安全課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
統計課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
生活衛生課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
食品安全・消費生活課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
環境政策課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
未来環境推進課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
水環境対策課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
廃棄物対策課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
自然環境課	平成27年8月24日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
監理課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
建設企画課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
新幹線事業対策室	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
都市計画課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
道路建設課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
道路維持課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
港湾課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
河川課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
砂防課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
建築課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
住宅課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
用地課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
福祉保健課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
監査指導課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
医療政策課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
医療人材対策室	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
薬務行政室	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
国保・健康増進課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
長寿社会課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
ねんりんピック推進課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
障害福祉課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
原爆被爆者援護課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
こども未来課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
こども家庭課	平成27年8月25日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
政策企画課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
地域づくり推進課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
スポーツ振興課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
市町村課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
土地対策室	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
新幹線・総合交通対策課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
まちづくり推進室	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
総務文書課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
県民センター	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
学事振興課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
県庁舎建設課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
人事課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
新行政推進室	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
職員厚生課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
財政課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
管財課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
税務課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
情報政策課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
総務事務センター	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
秘書課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
広報課	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁 中村 和弥 山田 朋子
議会事務局	平成27年8月27日	石橋 和正 砺山 和仁
監査事務局	平成27年8月27日	中村 和弥 山田 朋子

## 平成27年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

### 第1 監査の概要

平成27年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる定期監査は、平成27年5月19日から平成27年6月19日までの期間において実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

### 第2 監査の結果

#### 1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図りたい。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

#### 平成27年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区 分	交 通 事 業 会 計	港 湾 整 備 事 業 会 計	計
指摘事項	6	3	9
指導事項	5	1	6
意 見	1	2	3
計	12	6	18

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

#### (1) 指摘事項

- ア 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- イ 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ウ 収入確保に適切な措置を要するもの
- エ 予算を目的外に支出しているもの
- オ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- カ 経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- キ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- ク その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

#### (2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

#### (3) 意見

- ア 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- イ 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

### 2 指摘事項及び意見

#### (1) 交通事業会計（交通局）

##### ○指摘事項

##### ア 未収金について

過年度未収金が、当年度末で66,817千円ある。

また、現年度未収金で6か月以上未納となっているものが当年度末で384千円ある。

未収金の新たな発生を防止するとともに、引き続き回収に努めること。

イ 倉庫品の実地たな卸について

交通局財務規程で、企業出納員は毎事業年度末に実地たな卸を行い、その結果について、倉庫品受払明細書を作成すると規定されている。

しかしながら、企業出納員以外の職員がたな卸しを行っているものや事業年度末に実施していないものがある。

また、車両倉庫品については、倉庫品受払明細書を作成していない。

適正な事務処理を行うこと。

ウ 契約事務について

契約事務について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 工事の施行伺いについて

工事の施行伺いについて、予算額のみを記載し、予定額及び算出根拠が記載されていないものがある。

(イ) 中古車購入に係る予定価格について

中古車購入に係る予定価格について、予定額を上回る額を設定しているものがある。

エ 支払事務のチェック体制について

支払事務について、支払先の誤りや二重払いの事例がある。

支払伝票等のチェック体制を強化するなど、適正な事務処理を行うこと。

オ 会計処理について

交通局財務規程で、収納金はその日のうちに（やむを得ない場合は4日以内）現金払込書により出納取扱金融機関に預け入れなければならないと規定されているが、企画チャリティー販売収益金について、起票しないまま1か月以上現金で保管し、寄付している。

適正な会計処理を行うこと。

## ○意 見

ア 経営状況について

交通局を取り巻く経営環境は、軽油価格が当年度後半から下落傾向に転じたものの、東長崎地区の運賃値下げ等競争の激化や、また、依然として少子化等に伴う乗客の減少傾向が続いていることもあり、引き続き厳しい状況下にある。

このような状況のなか、平成25年度から平成29年度を期間とした「中期経営計画」を平成26年3月に見直し、経営基盤の一層の強化を図っているところである。

当年度においては、貸切事業の強化等に取り組んだことなどにより、中期経営計画に掲げる目標値は達成したものの、総収益は前年度に比べ減少している。

一方、人件費の増加や会計基準の見直しに伴う特別損失の計上等により総費用は前年度に比べ大幅に増加しており、会計基準見直しによる影響額を除いても、3期連続の赤字となっている。

当年度の収支不足が発生した要因を分析のうえ、今後も中期経営計画に盛り込まれた路線の再編・強化、運行形態の見直しや貸切事業のさらなる強化など経営健全化策を着実に実施し、引き続き収支改善に努めるべきである。

また、長期的視点に立った人材確保や資産の有効活用についても検討すべきである。

## (2) 港湾整備事業会計（長崎港湾漁港事務所）

### ○指摘事項

ア 過年度未収金について

過年度未収金が、当年度末で土地貸付料など3,272千円ある。

未収金の新たな発生を防止するとともに、早期の解消に努めること。

イ 会計処理について

会計処理について、次のとおり是正すべき点があるので適正な会計処理を行うこと。

(ア) 深堀地区の受贈財産について

地方公営企業法施行規則では、補助金等をもって償却資産を取得し又は改良した場合においては、長期前受金勘定に整理するものとされていることから、資本剰余金に計上されている深堀地区の受贈

財産（建物）の評価額については、長期前受金勘定に計上する必要がある。

また、当該受贈財産については、撤去予定であり使用価値がゼロとなっているとして、当年度、固定資産の減損会計を適用して全額を特別損失に計上していることから、上記長期前受金は全額収益化されなければならないが、資本剰余金に計上されたままになっている。

(イ) 有価証券の評価方法について

決算書の注記では、当会計が保有している有価証券（地方債）については償却原価法（定額法）により評価することとなっているが、期中の増減がまったく計上されておらず、償却原価法（定額法）が適用されていない。

## ○意見

### ア 経営状況について

当年度の事業収支は、純損失が113億3,101万円となっており、その結果、累積欠損金は127億4,852万円と大幅に増加している。

当年度、純損失が生じた主な要因は、地方公営企業会計基準の見直しに伴う特別損失の増加によるものであるが、維持工事費の増加などにより、営業損益及び経常損益についても収支が悪化している。

当会計には土地造成に係る借入金等もなく、売却による収益はそのまま当年度の資金増となる。

当会計は平成32年度までに閉鎖されることとなっており、今後の維持補修工事については、必要性を十分精査のうえ実施するとともに、過去に投下した資金を回収する観点からも、積極的に土地売却を推進すべきである。

### イ 土地売却について

当会計における造成土地の売却実績は、マリンヒル三京の販売が好調であった当年度においても1.0haにとどまっている。

当年度末で、長期貸付土地を除いた未売却地は29.0haであり、その9割弱は福田神ノ島、小江、沖平の3地区に残っている。

これら未売却地のうち工業団地については、売却促進のための条件整備を順次進めながら販売促進に努めているが、当年度の売却実績は3件、2,828㎡であり、前年度よりも減少している。

関係部局等との一層の連携を図りながら、平成32年度までの当会計閉鎖に向けて、さらなる販売促進に取り組むべきである。

また、住宅団地マリンヒル三京については、ハウスメーカーや不動産関係団体との業務提携などにより販売促進に努めた結果、当年度の販売実績は、販売目標の15区画を大幅に上回る31区画となり、前年度よりも14区画増加している。

しかしながら、当年度末で、全区画359区画のうち99区画が未売却地として残っており、当会計閉鎖までの完売に向けて、引き続き販売促進に取り組むべきである。

## 3 指導事項

項 目	件 数
会 計 処 理 方 法	4
そ の 他	2
計	6



(別 紙)

平成27年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予 備 監 査 年 月 日	委 員 監 査 年 月 日	監 査 委 員 氏 名
長 崎 県 交 通 事 業 会 計  交 通 局	平成27年5月19日 ～ 平成27年5月20日	平成27年6月19日	石 橋 和 正 砺 山 和 仁 中 村 和 弥 山 田 朋 子
長 崎 県 港 湾 整 備 事 業 会 計  長 崎 港 湾 漁 港 事 務 所	平成27年5月22日	平成27年6月19日	石 橋 和 正 砺 山 和 仁 中 村 和 弥 山 田 朋 子

発行者  
長崎県  
長崎市江戸町二番十三号  
電話代表(八二四)  
直通(八九五)  
二一一  
二一一  
六

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。  
平成27年10月9日

長崎県監査委員 石橋 和正  
同 砺山 和仁  
同 中村 和弥  
同 山田 朋子

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  

氏 名	住 所
森 永 正 之	長崎県長崎市中町4-1-901
有 馬 理	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷452-20
伊 東 寛 高	長崎県長崎市けやき台町2-24
弥 永 努	長崎県長崎市住吉町17-27-404
寺 下 新 弥	長崎県長崎市諏訪町9-28-802
- 当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成27年10月2日から平成28年3月31日まで

印刷所  
長崎県  
長崎市権島町八番十二号  
株式会社  
寺ク  
田ク  
宏  
印刷  
弥ト